

鉄道事業法

1. 案内情報

手続名	: 鉄道事業者が災害や鉄道事業の一部廃止により生じた損失等を繰延資産として整理するための許可
手続根拠	: 鉄道事業法第20条第2項 : 鉄道事業法施行規則第37条
手続対象者	: 鉄道事業者
提出時期	: 申請の要件をみたすとき
提出方法	: 許可申請書を作成し、当該地域を管轄する地方運輸局長を経由して、国土交通大臣あて申請して下さい。ただし、期間限定免許に係る鉄道事業及び無軌条電車又は鋼索鉄道である鉄道事業に関するものについては、管轄する地方運輸局長あて提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 正副2部
申請諸様式	: 繰延資産整理許可申請書（書式任意）。記載事項については、施行規則第37条を参照。
記載要領・記載例	: 詳しくは、提出先となる国土交通省鉄道局財務課（期間限定免許に係る鉄道事業者等にあつては、当該事業者の所在地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課）又は提出窓口である管轄する地方運輸局鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部監理課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1
東北運輸局鉄道部監理課	0 2 0 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部監理課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0

近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9
中国運輸局鉄道部監理課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部監理課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 9
九州運輸局鉄道部監理課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1

受付時間：提出窓口である地方運輸局鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。

相談窓口：お近くの地方運輸局鉄道部監理課までお願いします。